石綿(アスベスト)対策について

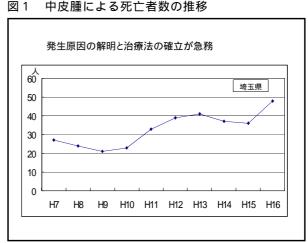
(要望先:厚生労働省、国土交通省、環境省) (県担当課:青空再生課、廃棄物指導課、資源循環推進課、健康づくり支援課、建築指導課)

- 1 石綿関連事業所の退職者、その家族、及び周辺居住者等の一般住民について、それぞれ適切な健康診断の実施方法(対象者、 手法、事後健康管理)と費用負担のあり方について具体的に検 討し、実施体制を整備されたい。
- 2 中皮腫・石綿に起因する肺がん等の発生原因の解明や予防対 策、及び中皮腫の治療法の研究を強力に推進されたい。
- 3 石綿による健康被害の救済に関する法律について、公平公正 な内容となるよう制度の見直しをされたい。
- 4 石綿による健康被害の救済に要する資金は、都道府県に負担を求めることなく、国において対応されたい。
- 5 一般環境及び建築物の解体工事等における大気中の石綿濃度 について評価基準を設定するなど、大気汚染防止法令の見直し をされたい。
- 6 非飛散性石綿廃棄物の発生から最終処分に至るまで、その実態を把握できるシステムを構築されたい。
- 7 国が把握している石綿取扱事業所情報について、国の責任に おいて早急に開示されたい。
- 8 石綿含有吹付け材及び建材の名称や使用時期等について、状況を把握し、早急にその情報を国民にわかりやすく提供されたい。

【本県の現状・要望理由】

本県では、平成17年7月から保健所に相談窓口を開設し、石綿についての健 康相談に応じている。

石綿による疾患は発症までの 期間が長く、将来にわたって患 者の発生が予想される。石綿ば く露に関する健康管理の考え方 と手法などについては、「石綿 に関する健康管理等専門家会議 報告書」が過日取りまとめられ たところである。今後、適切な 健康診断の実施方法等と費用負 担について、具体的に検討し、



平成18年3月末現在

実施体制を整備する必要がある(図1)。

- 2 石綿のばく露と中皮腫・肺がん等の量反応関係を含む発症原因は解明されてお らず、予防対策や中皮腫の治療法も確立されていないため、これらに対する研究 を推進する必要がある。
- 3 石綿による健康被害の救済に関する法律が施行された。この制度は、健康被害 を受けた方が死亡後に中皮腫や石綿に起因する肺がんであることが確定診断され た場合には救済措置がないなど不十分な点が残っている。そこで、早急に法の見 直しを行い、健康被害を受けた方に対する公平公正な救済措置を講じる必要があ る。
- 4 石綿健康被害に関する今日の事 態は、国の対応の遅れにより生じ たものと考えられる。また、地方 公共団体は既に対策を講じ、多額 の負担を余儀なくされている。

これらの事由を踏まえ、救済基 金への拠出は国の責任において対 応すべきものである(図2)。

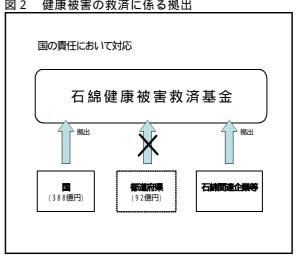
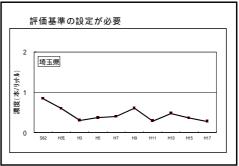


図2 健康被害の救済に係る拠出

5 埼玉県では、現在、一般環境及び建築物解体時の周辺環境について、大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設に適用される敷地境界基準を参考にしている状況である。ついては、大気汚染防止法令を見直して、石綿濃度の延供基準を設定する必要がある。

図3 大気環境中の石綿濃度の推移

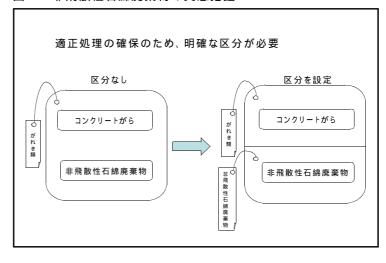


平成18年3月末現在

- 度の評価基準を設定する必要がある(図3)。
- 6 非飛散性石綿廃棄物 は、現在、廃棄物処理 法上コンクリートがら と同一の「がれき類」 などに区分されている。

今後、大量に発生すると予測される非飛散性石綿廃棄物の適正処理を確保するための施策や効果的な監視・指導が求められる。

図4 非飛散性石綿廃棄物の実態把握



そのために、他の産業廃棄物と区別して非飛散性石綿廃棄物を創設するなど、その実態を的確に把握できるシステムを構築する必要がある(図4)。

- 7 石綿の工場周辺への飛散防止など適切な指導を行うため、現在石綿を取り扱う 事業所の情報を把握する必要がある。また、県民の相談に対応するためには、過 去に石綿を取り扱った事業所の情報も必要である。このため、国の有する石綿取 扱事業所に関する情報の開示を求めるものである。
- 8 建築物の改修工事や解体工事の際には、使用されている建材の石綿含有状況について調査する必要がある。現在のところ、過去に製造した建材について、石綿の含有の有無に関する情報が不十分である。国においては、石綿を含有している吹付け材、その他の建材及びそれらの使用時期等について、早急に調査し、適正な情報を提供する必要がある。